

財務省告示第二百六十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成十九年（二千七年）新潟県中越沖地震を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成十九年七月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

都道府県	指定地域
新潟県	長岡市 三条市 柏崎市 小千谷市 十日町市 燕市 上越市 南魚沼市 三島郡出雲崎町 刈羽郡刈羽村